

令和 3 年度
包括外部監査結果報告書

概要版

下水道事業等に関する事務の執行について

令和 3 年 12 月

久留米市包括外部監査人

川 野 武 志

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章 包括外部監査の概要

1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	3

第2章 下水道事業の概要

1.	下水道事業	4
2.	久留米市の下水道事業	4
3.	下水道事業の沿革	4
4.	施設概要	5
5.	久留米市生活排水処理基本構想	6
6.	汚水処理施設の概要	6
7.	雨水施設の概要	7
8.	管路概要	7
9.	下水道整備人口及び普及状況の推移	8
10.	処理水量、有収水量の推移	8
11.	下水道事業の財源内訳	9
12.	公営企業会計の適用状況	9
13.	下水道使用料体系	10
14.	下水道使用料収入の推移	10
15.	下水道事業の財務	10
16.	組織	15
17.	久留米市上下水道事業経営戦略 2021－2030	16

第3章 監査結果総括

1.	監査結果の共通の意見	20
(1)	下水道事業の事業計画(投資計画、返済計画)、資金繰りの見直し	20
(2)	汚水私費、雨水公費の原則の徹底	22
(3)	契約事務の検証	22
2.	監査結果総括表	24

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

下水道事業等に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

下水道は水道と並び生活に欠くことのできないインフラで、公衆衛生上重要な機能を果たしている。世界では、42 億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使用できず、このうち 6 億を超える人が屋外排泄を行っている状況で、「安全できれいな水とトイレを世界中に」は SDGs (持続可能な開発目標) の 1 つの目標にもなっている。

幸い我が国では、高度成長期に下水道の整備が進み、久留米市においても 1972 年から供用開始され、令和 2 年度末現在の人口普及率は 85.7%、管路延長は 1,325 km にも及んでいる。

このように高度に整備された久留米市の下水道事業においても、下水道の普及促進と適正化、施設の老朽化対策、耐震化、災害・危機管理対策、環境保全への貢献、下水道資源の有効活用などの取組が必要な一方、財政面では人口減少や節水機器の普及などで使用料収入の減少、多額の企業債、単年度マイナスの経費回収率などの課題が存在する。

このような状況を踏まえ、長期的視点に立ち経済的かつ効率的に事務執行を行い、かつ最大限に有効性を高めることは重要であることから、下水道事業等に関する事務の執行について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

① 下水道事業等に係る事務の執行の合規性

下水道事業に係る事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

② 下水道事業等に係る事務の経済性・効率性・有効性

下水道事業に係る事が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

③ 下水道事業に係る財務健全性

下水道事業に係る財務の健全性、企業債残高の妥当性及び返済可能性等について久留米市下水道事業会計決算書及び令和3年3月に策定された久留米市上下水道事業経営戦略（下水道事業に限る）の投資・財政計画に基づくキャッシュ・フローの見込み、企業債の返済計画等は妥当か。

(2) 実施した主な監査手続

下水道事業等に係る事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問、関連部局等への往査を実施した。中央浄化センター、南部浄化センター、田主丸浄化センター、篠山排水ポンプ場、櫛原中継ポンプ場、合川中継ポンプ場、田主丸処理区マンホールポンプ、西郷浄化センター、清掃津福工場、管渠、管渠拡大予定エリア等の現地視察を行った。令和3年3月に策定された久留米市上下水道事業経営戦略（下水道事業に限る）の投資・財政計画については、投資・財政計画に基づくキャッシュ・フローの見込み、企業債の返済計画等の妥当性について検討した。

監査の結果については、合規性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については「指摘」、検討が望ましい事項については「意見」として本報告書に記載した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和3年5月1日から令和3年12月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)

黒岩 延時 (公認会計士)

江上 英介 (公認会計士)

猿渡 慎也 (公認会計士)

津村 哲生 (弁護士)

神原 奈津子 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業

下水道とは、雨水及び汚水を運搬するために必要な施設と、これらを処理し河川や海に放流するために必要な施設の総体をいう。

下水道事業は、下水道法に基づき、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業が実施されている。下水道の普及は、全国で着実に進んでおり、令和2年度末の人口普及率は公共下水道で80.1%、汚水処理全体で92.1%である。

下水道事業における全国的な課題として、①職員の減少、②老朽化の進行、③厳しい経営環境が挙げられる。

2. 久留米市の下水道事業

久留米市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「合併処理浄化槽事業」の3手法があり、令和2年度末の汚水処理全体の人口普及率は、96.4%（公共下水道85.7%、農業集落排水1.7%、合併処理浄化槽9.1%）となっている。

公共下水道事業における使用料収入は、未普及地域の下水道整備の進捗に伴い増加傾向にあるが、節水機器の普及や少子高齢化の進行等に起因する水需要の減少により伸び悩みが懸念される状況にある。支出面では、未普及地域の下水道整備、施設・設備の老朽化対策、耐震化及び市街地の浸水対策など多額の投資を要する状況にある。

以上のように公共下水道事業の経営を取り巻く環境は、収入・支出両面において厳しい状況となっており、今後も厳しさが増していくことが見込まれる。そのような中、「市民生活を支える重要なライフライン事業」として安定的かつ継続的にサービスを提供していくため、令和3年3月に「久留米市上下水道事業経営戦略（2021－2030）」が策定されている。経営理念である「環境にやさしい安全・安心な下水道事業の展開」のもと、「安全」「環境」「持続」の3つの事業目標を設定し、事業運営に取り組まれているところである。

3. 下水道事業の沿革

年月	主な事項
昭和37年4月	下水道事業計画立案
昭和42年8月	事業認可（240ha）
昭和47年5月	津福終末処理場の簡易処理による公共下水道供用開始（96ha）
平成6年4月	南部浄化センター供用開始（処理能力 12,420 m ³ /日）
平成10年3月	冷水浄化センター供用開始（処理能力 1,490人）
平成10年5月	赤司浄化センター供用開始（処理能力 1,410人）
平成12年3月	南部浄化センター供用開始（処理能力 1,280人）

平成 13 年 4 月	特定地域生活排水処理事業着手（旧城島町）
平成 15 年 2 月	田主丸町特定環境保全公共下水道基本計画（全体計画）策定（398ha）
平成 16 年 3 月	柴刈浄化センター供用開始（処理能力 3,360 人）
平成 16 年 3 月	北野町公共下水道基本計画（全体計画）策定（483ha）
平成 20 年 4 月	田主丸浄化センター供用開始（処理能力 2,100 m ³ /日）
平成 25 年 3 月	西郷浄化センター供用開始（処理能力 2,230 人）
平成 26 年 4 月	下水道事業に地方公営企業法を適用

4. 施設概要

久留米市の下水道施設の概要は、下表のとおりである。公共下水道の事業開始当初に整備した施設は供用後約 50 年が経過しており、計画的な更新や長寿命化対策を行う必要がある。
主な下水道施設の概要（令和 2 年度末）

事業名	種別	施設名称	能力	供用開始年度	経過年数
公共下水道（污水）事業	処理場	中央浄化センター	67,300 m ³ /日	昭和 47 年	49 年
		南部浄化センター	46,500 m ³ /日	平成 6 年	27 年
		田主丸浄化センター	4,200 m ³ /日	平成 20 年	13 年
	汚水ポンプ場	長門石中継ポンプ場	6.8 m ³ /分	昭和 54 年	42 年
		櫛原中継ポンプ場	18.4 m ³ /分	昭和 55 年	41 年
		宮ノ陣中継ポンプ場	5.8 m ³ /分	昭和 56 年	40 年
		若松中継ポンプ場	2.02 m ³ /分	平成 7 年	26 年
		小森野中継ポンプ場	2.0 m ³ /分	平成 9 年	24 年
		大善寺中継ポンプ場	3.8 m ³ /分	平成 9 年	24 年
		合川中継ポンプ場	13.5 m ³ /分	平成 14 年	19 年
		上津中継ポンプ場	1.6 m ³ /分	平成 22 年	11 年
		北野中継ポンプ場	2.3 m ³ /分	平成 22 年	11 年
		三瀬中継ポンプ場	3.92 m ³ /分	平成 27 年	6 年
	マンホールポンプ	津福処理区（47 箇所）	171 箇所	-	-
		南部処理区（108 箇所）			
		田主丸処理区（16 箇所）			
	污水管路		1,325 km	-	-

公共下水道（雨水）事業	雨水ポンプ場・貯留施設	篠山排水ポンプ場	1,680 m ³ /分	昭和 57 年	39 年
		筒川雨水貯留施設	17,000 m ³	平成 13 年	20 年
		諏訪野地区雨水貯留施設	4,500 m ³	平成 23 年	10 年
		東櫛原地区雨水貯留施設	12,000 m ³	平成 29 年	4 年
		雨水管路	15 km	-	-
農業集落排水事業	処理場	冷水浄化センター	1,490 人	平成 9 年	24 年
		柴刈浄化センター	3,360 人	平成 15 年	18 年
		西郷浄化センター	2,230 人	平成 24 年	9 年
		赤司浄化センター	1,410 人	平成 10 年	23 年
		南部浄化センター	1,280 人	平成 11 年	22 年
特定地域生活排水処理事業	処理槽	整備（1,071 基）	1,702 基	-	-

5. 久留米市生活排水処理基本構想

久留米市の生活排水処理は、広域合併前は旧各市・町において各構想に沿い進められてきたが、平成 17 年の広域合併後、平成 20 年 8 月に「久留米市生活排水処理基本構想」が策定（平成 27 年 12 月改定）され、新市としての一体的な整備やスケールメリットを生かした効率的で計画的な生活排水処理事業の推進が図られている。

本構想は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備・維持管理の効率性、経済性、事業特性、地域特性等を踏まえ、整備区域、整備手法、整備時期等を定めた久留米市の生活排水処理に関する最上位の構想である。この中で、公共下水道については、令和 15 年度までの整備完了が目標とされている。

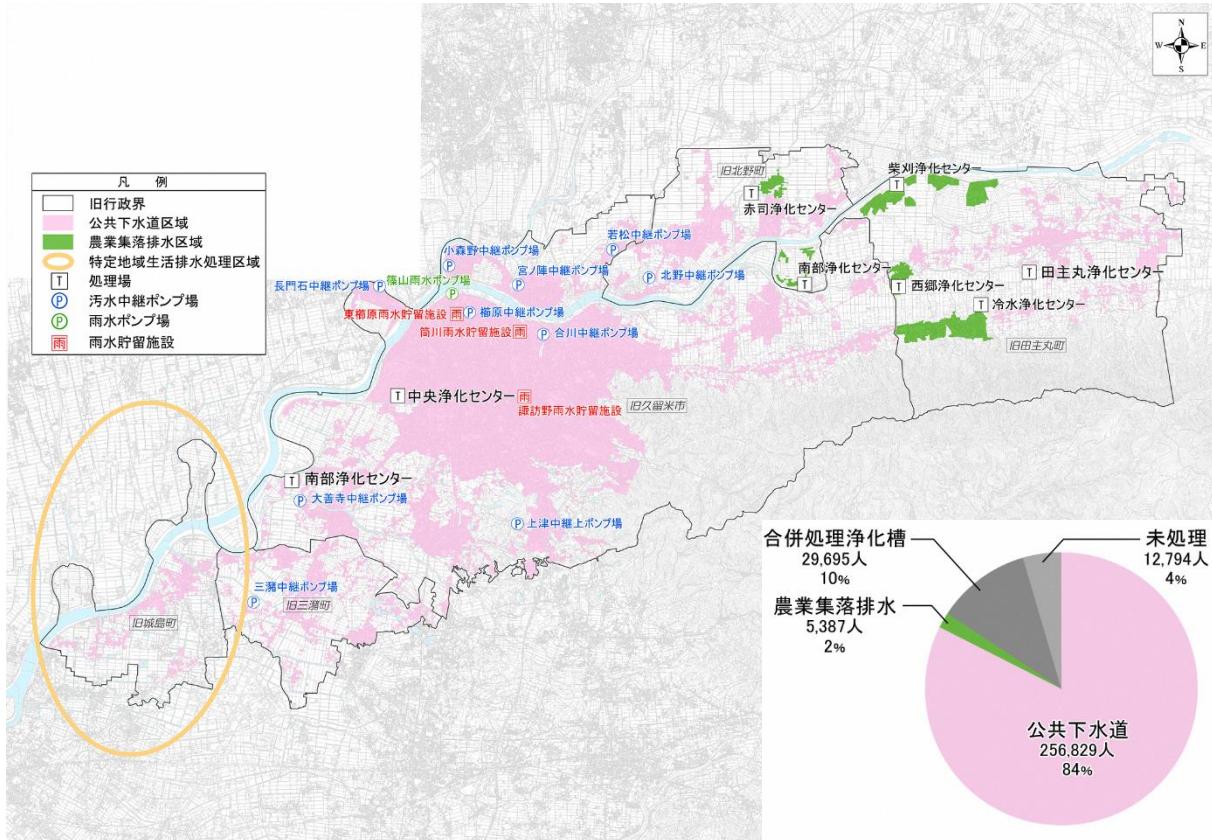
6. 汚水処理施設の概要

久留米市の公共下水道事業は、中央浄化センター、南部浄化センター、田主丸浄化センターの 3 処理場で汚水処理を行っている。

また、農業集落排水事業は、田主丸地区の冷水浄化センター、柴刈浄化センター、西郷浄化センター、北野地区の赤司浄化センター、南部浄化センターの 5 処理場で汚水処理を行っている。

更に、城島地区では、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）、その他の地区では合

併処理浄化槽設置費助成事業（個人設置型）にて合併処理浄化槽による汚水処理を行っている。



(出典)久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

7. 雨水施設の概要

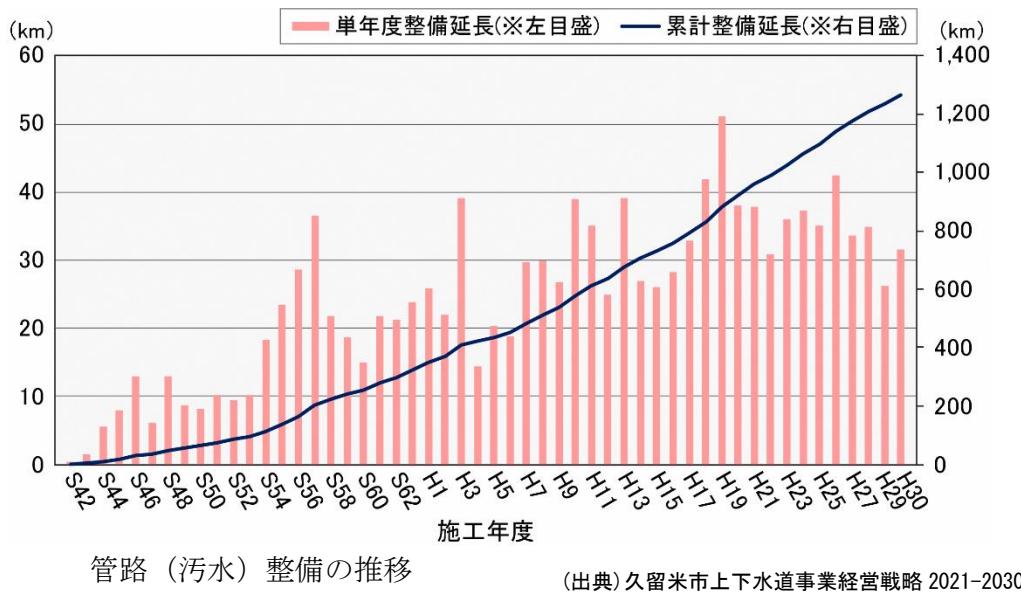
久留米市では、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本豪雨、令和元年～令和3年の内水氾濫など、毎年のように大雨にみまわれ浸水被害が発生している。

久留米市の下水道事業においては、これまで雨水管路、篠山排水ポンプ場、筒川雨水貯留施設、諏訪野地区雨水貯留施設、東櫛原地区雨水貯留施設が整備され、浸水の防除が図られてきた。しかしながら、近年、整備時の計画降雨を上回る大雨が発生していることから、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面において更なる取り組みが進められており、その効果発現が期待されるところである。

8. 管路概要

久留米市が管理する管路（污水）は、令和2年度末で1,325kmとなっている。

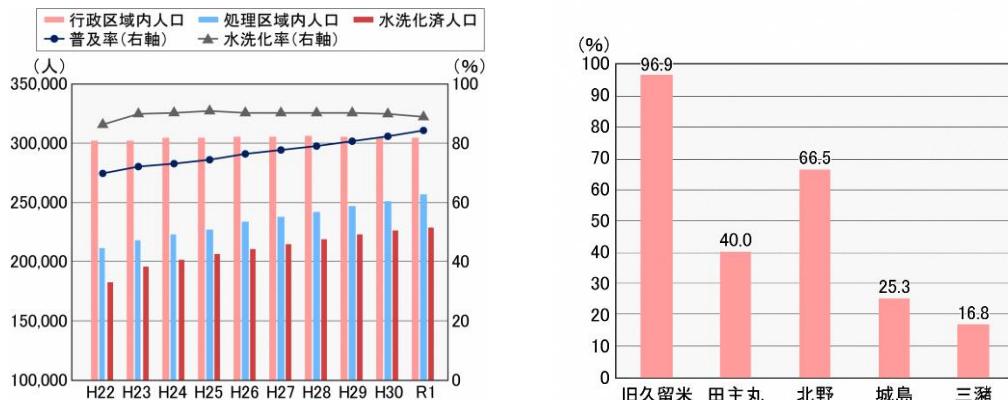
この15年間、年間整備延長は約30kmとなっており、着実に整備が進んでいる。その一方で、事業開始当初に布設された管路は、法定耐用年数の50年を迎えており、今後、法定耐用年数を超過した管路は年々増加していくことから、老朽化対策が課題となっている。



9. 下水道整備人口及び普及状況の推移

「2. 久留米市の下水道事業」で述べたとおり、久留米市の公共下水道の整備人口は年々増加し、全市における人口普及率は、令和2年度末において85.7%となっている。その一方で、水洗化率は伸び悩んでいる状況である。

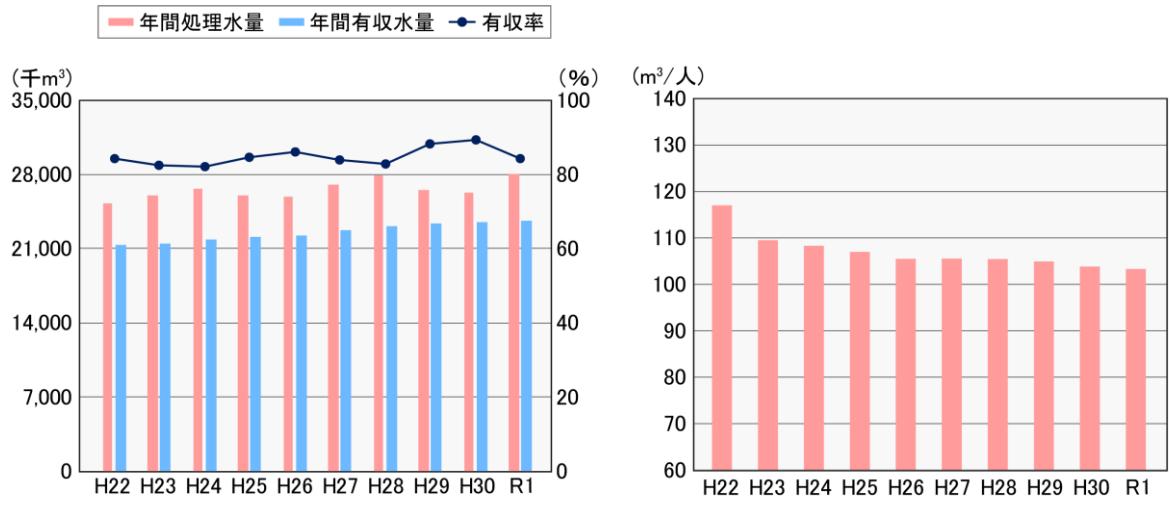
旧市町別の普及率は、早期に下水道整備が始まった久留米地区は97.4%と高いものの、その他の地区は北野地区が70.7%、田主丸地区が43.5%、城島地区が31.4%、三潴地区が22.1%に留まっている状況で、旧町地区的下水道普及が課題の一つである。



10. 処理水量、有収水量の推移

公共下水道の整備に伴い、処理水量及び有収水量は年々増加しており、有収率は80%か

ら 90%程度で推移している。一人当たりの有収水量は、節水機器の普及等に伴い年々減少し、近年は、 $100 \text{ m}^3/\text{人}$ から $110 \text{ m}^3/\text{人}$ 程度で推移している。

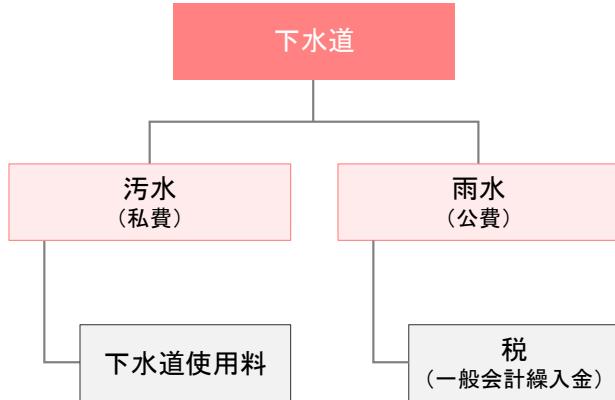


(出典)久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

1 1. 下水道事業の財源内訳

下水道事業の財源については、「汚水私費、雨水公費の原則」があり、汚水処理に関わる経費は下水道使用料で、雨水排水に関わる絏費は税で賄うことを意味している。

なお、汚水処理についても、公共用水域の水質保全の役割を担っており、公的便益の観点から、一定の公費負担（税負担）が認められている。



1 2. 公営企業会計の適用状況

下水道事業の経営については、公営企業会計の適用は任意であるが、経営環境が厳しさを増す中、「経営の見える化」による経営基盤の強化の必要性から、総務省から公営企業会計の適用が求められている。

久留米市の公共下水道事業については、平成 26 年度に公営企業会計へ移行済みである。

1 3. 下水道使用料体系

久留米市の下水道使用料体系は下表のとおりである。現行使用料は、平成 20 年度に改定を行ったもので、これ以降 13 年間改定が行われていない。

下水道使用料体系表（税抜き）

区分	基本使用料 (1 月につき)	従量使用料 (1 月につき)	
一般汚水	10 m ³ まで 1,260 円	11～20 m ³	155 円/m ³
		21～50 m ³	176 円/m ³
		51～100 m ³	196 円/m ³
		101～200 m ³	238 円/m ³
		201～300 m ³	270 円/m ³
		301～500 m ³	290 円/m ³
		501～1000 m ³	293 円/m ³
		1001 m ³ ～	296 円/m ³
公衆浴場汚水	10 m ³ まで 1,260 円	11 m ³ ～	10 円/m ³

1 4. 下水道使用料収入の推移

使用料収入は、下水道整備に伴い年々増加し、令和 2 年度には 42 億円程度となっている。ただし、契約件数の増によるものであり一戸当たりの水量は減少傾向であるため、伸びは鈍化している。

	(単位 千円)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
下水道収益	4,162,767	4,212,468	4,217,749	4,228,584	4,230,931

1 5. 下水道事業の財務

令和 2 年度下水道事業損益計算書における営業収益は、下水道収益 4,231 百万円、雨水処理負担金 297 百万円、その他営業収益 168 百万円、計 4,696 百万円である。

令和 2 年度に下水道事業が獲得した現金同等物を示す簡易キャッシュ・フローは、当年度純利益 843 百万円に減価償却費 3,696 百万円を加算し、長期前受金戻入 2,063 百万円を控除した 2,476 百万円である。

令和 3 年 3 月末の貸借対照表の資産の部の土地や構築物が計上されている固定資産は 120,259 百万円、現金預金 2,707 百万円を含む流動資産は 7,662 百万円である。負債の部は、固定・流動合算した企業債残高が 64,092 百万円、一時借入金 4,356 百万円、他会計借

入金 500 百万円、繰延収益 43,065 百万円などで負債合計 114,607 百万円に及ぶ。資本の部は資本金 9,426 百万円などで 13,313 百万円である。

令和 2 年度の決算書は以下のとおりである。

令和2年度 久留米市下水道事業損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 下水道収益	4,230,931,419		
(2) 雨水処理負担金	297,096,544		
(3) その他の営業収益	<u>168,282,314</u>	4,696,310,307	
2 営業費用			
(1) 管渠費	357,689,655		
(2) ポンプ場費	127,161,343		
(3) 処理場費	978,186,492		
(4) 雨水施設費	90,976,900		
(5) 業務費	106,941,233		
(6) 総係費	126,488,882		
(7) 減価償却費	3,696,431,875		
(8) 資産減耗費	<u>58,450,211</u>	<u>5,542,326,591</u>	
営業利益			△846,016,284
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	7,841		
(2) 他会計補助金	576,639,751		
(3) 長期前受金戻入	2,063,043,082		
(4) 雑収益	<u>3,091,943</u>	2,642,783,017	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	827,206,658		
(2) 雑支出	<u>16,414,239</u>	<u>843,620,897</u>	<u>1,799,162,120</u>
経常利益			953,145,836
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	8,937,210		
(2) その他特別利益	<u>2,848,537</u>	11,785,747	
6 特別損失			
(1) 災害による損失	116,510,897		
(2) 過年度損益修正損	<u>4,529,306</u>	<u>121,040,203</u>	<u>△109,254,456</u>
当年度純利益			843,891,380
前年度繰越利益剰余金			<u>4,731,731</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>848,623,111</u>

(注) 決算額は消費税及び地方消費税は含まない。

令和2年度 久留米市下水道事業貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1)有形固定資産

イ土地	4,844,040,210
ロ建物	6,161,102,394
減価償却累計額	<u>△1,346,132,440</u>
4,814,969,954	
ハ構築物	118,139,114,239
減価償却累計額	<u>△17,553,054,526</u>
100,586,059,713	
ニ機械及び装置	13,462,232,797
減価償却累計額	<u>△5,083,577,177</u>
8,378,655,620	
ホ車両運搬具	78,716
減価償却累計額	<u>0</u>
78,716	
ヘ工具、器具及び備品	43,421,351
減価償却累計額	<u>△13,998,275</u>
29,423,076	
ト建設仮勘定	<u>1,606,268,855</u>
有形固定資産合計	<u>120,259,496,144</u>
固定資産合計	120,259,496,144

2 流動資産

(1)現金・預金

2,707,865,054

(2)未収金

3,362,902,999

貸倒引当金

△ 18,278,655 3,344,624,344

(3)前払金

1,609,530,520

流動資産合計

7,662,019,918

資産合計

127,921,516,062

負債の部

3 固定負債

(1)企業債

イ建設改良費等の財源に充てるための 企業債	56,318,609,927	
ロその他の企業債	<u>3,980,131,007</u>	
企業債合計		60,298,740,934
(2)引当金		
イ退職給付引当金	<u>145,108,835</u>	
引当金合計		<u>145,108,835</u>
固定負債合計		60,443,849,769

4 流動負債

(1)一時借入金

4,356,600,000

(2)企業債

イ建設改良費等の財源に充てるための 企業債	3,258,338,161	
ロその他の企業債	<u>535,808,090</u>	
企業債合計		3,794,146,251

(3)他会計借入金

イ建設改良費等の財源に充てるための 長期借入金	<u>500,000,000</u>	
他会計借入金合計		500,000,000
(4)未払金		2,387,412,725
(5)引当金		
イ賞与引当金	<u>32,749,692</u>	
引当金合計		32,749,692
(6)その他流動負債		<u>27,738,959</u>
流動負債合計		11,098,647,627

5 繰延収益

(1)長期前受金

長期前受収益化累計額	51,077,796,646	
△ 10,537,402,296		40,540,394,350
(2)建設仮勘定長期前受金		<u>2,525,035,560</u>
繰延収益合計		<u>43,065,429,910</u>
負債合計		114,607,927,306

資本の部

6 資本金

9,426,343,978

7 剰余金

(1)資本剰余金

イ受贈財産評価額	516,873,711	
ロ国県市補助金	<u>1,856,747,956</u>	
資本剰余金合計		2,373,621,667
(2)利益剰余金		
イ減債積立金	665,000,000	
ロ当年度未処分利益剰余金	<u>848,623,111</u>	
利益剰余金合計		<u>1,513,623,111</u>
剰余金合計		<u>3,887,244,778</u>
資本合計		<u>13,313,588,756</u>
負債資本合計		<u>127,921,516,062</u>

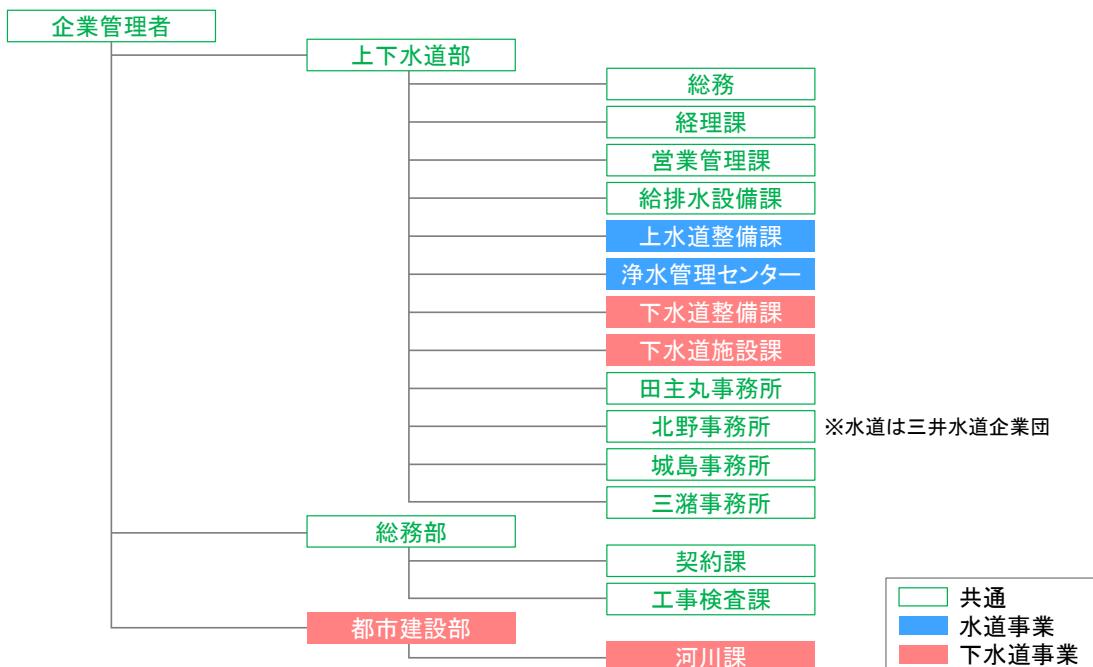
(注) 決算額は消費税及び地方消費税を含まない。

16. 組織

久留米市では、地方公営企業法に基づき企業管理者を設置し、企業管理者の補助組織である企業局において水道事業を実施していたが、更に、平成21年度に下水道事業を市長部局から移管したことにより、現在は企業局において水道事業及び下水道事業の運営を行っている。

都市建設部河川課においては、雨水事業に関する業務を行っている。

総務部契約課においては、競争入札などで工事業者を決定する工事請負に関すること、測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の契約に関すること、契約事務の統轄などの業務を行っている。工事検査課においては、工事の検査、測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の検査に関するなどを行っている。



17. 久留米市上下水道事業経営戦略 2021–2030

「経営戦略」とは、公営企業が将来的にわたりサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期な経営の基本計画で、経営の健全化と基盤強化を図り、安全・安心で持続可能な下水道事業を確立するために策定されるものである。

久留米市は「久留米市上下水道事業経営戦略 2021–2030」を令和 3 (2021) 年 3 月に策定している。本戦略の位置づけは、国が示す新下水道ビジョン、久留米市の総合計画、令和 2 年度に久留米市が策定した下水道事業におけるストックマネジメント計画等を踏まえ、これらを総合的に実現するものであり、計画期間は令和 3 年度 (2021 年) から令和 12 年度 (2030 年) までの 10 年間と設定している。

(1) 投資・財政計画

経営戦略の中で、久留米市の下水道事業の現状と将来の課題分析に基づき、本計画期間中 (令和 3 年度から令和 12 年度) に取り組むべき事業に要する費用とその財源を推計した投資・財政計画が作成されている。

令和 12 年度までの事業費の見込みは 894 億円程度であり、うち、管路に係る費用として全体の 6 割程度、設備の計画的更新に係る費用として 1 割程度、雨水施設の整備に係る費用として 2 割程度を配分されている。

主な取組みと投資目標

- | | |
|---|------------------------------|
| ① 未普及地域への整備
中継ポンプ場の機能増設
浄化センターの機能増設等 | ⇒普及率 84.3% (R1) →94.6% (R12) |
| ② 雨水施設の整備等
⇒金丸・池町川、下弓削川流域浸水対策事業：R6 年度完了
⇒筒川流域浸水対策事業：R12 年度完了 | |
| ③ ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新
⇒第 1 期：機械・電気設備 53 設備、管路 2 km
老朽化対策進捗率 0% (R2) →100% (R7)
⇒第 2 期：機械・電気設備 61 設備、管路 2 km
老朽化対策進捗率 0% (R2) →100% (R12) | |
| ④ 凈化センター・ポンプ場の耐震化
⇒浄化センター全 78 箇所、ポンプ場 11 箇所
浄化センター・ポンプ場の耐震化率 62.9% (R1) →100% (R12) | |

⑤ 管路の耐震化

⇒耐震化が必要な重要な管路 72 kmのうち特に重要な管路 16.2 km

耐震補強工事進捗率 57.8% (R1) →100% (R12)

⑥ 净化センター等の耐水化

⇒耐水化計画の策定、耐水化計画に基づく事業の実施

⑦ 広域化・共同化

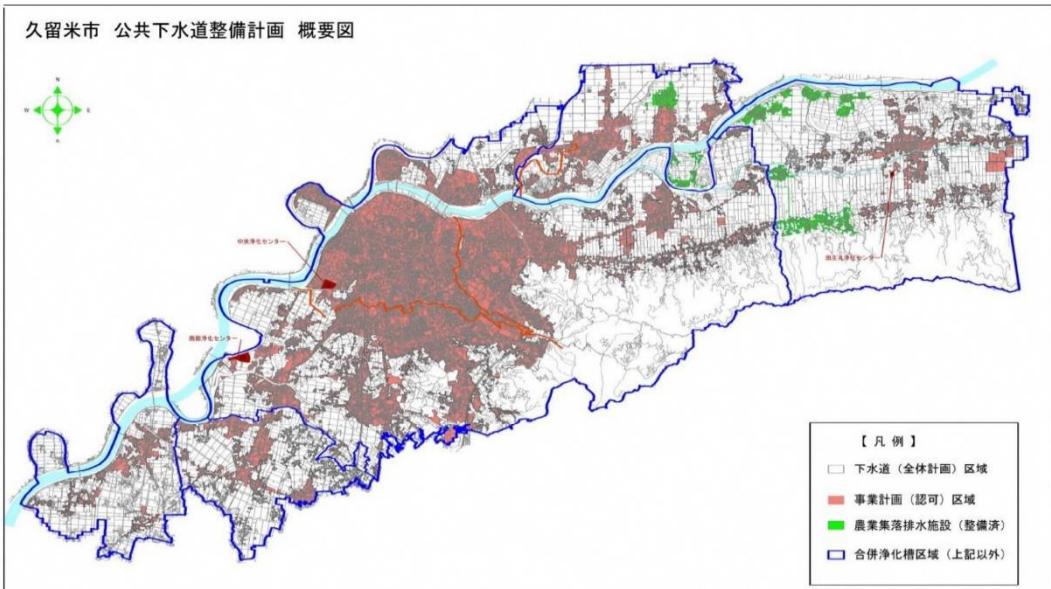
⇒農業集落排水施設等の公共下水道への統合の検討・実施

(2) 主な投資目標(建設改良費)

経営戦略における主な投資目標は以下のとおりである。なお、下水道法第 4 条の規定に基づき、令和 8 年度までの事業計画が定められている。

単位：百万円

事業内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	計
①-1 未普及地域への整備	6,908	6,439	6,661	6,390	6,737	6,770	2,363	2,567	2,567	2,278	49,680
①-2 ポンプ場の機能増設	81	114	0	48	38	0	0	0	0	0	281
①-3 净化センターの機能増設等	135	146	316	3	18	19	15	611	913	297	2,473
②-1 雨水施設の整備	1,047	1,978	3,064	1,635	1,503	2,383	2,383	1,311	1,311	1,311	17,926
②-2 雨水ポンプ場の更新	0	18	27	64	166	357	184	248	115	230	1,409
③-1 ストックマネジメント（構造物・設備）	1,185	888	1,287	880	971	907	967	801	705	715	9,306
③-2 ストックマネジメント（管路）	15	114	114	133	173	162	114	133	173	162	1,293
④ 净化センター・ポンプ場の耐震化	439	143	228	475	547	868	604	193	285	0	3,782
⑤ 管路の耐震化	94	189	221	333	333	305	333	143	143	97	2,191
⑥ 净化センター等の耐水化	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
⑦ 広域化・共同化	0	0	0	0	27	27	143	341	143	341	1,022
計	9,974	10,029	11,918	9,961	10,513	11,798	7,106	6,348	6,355	5,431	89,433



「久留米市公共下水道整備計画概要図（令和3年3月）」

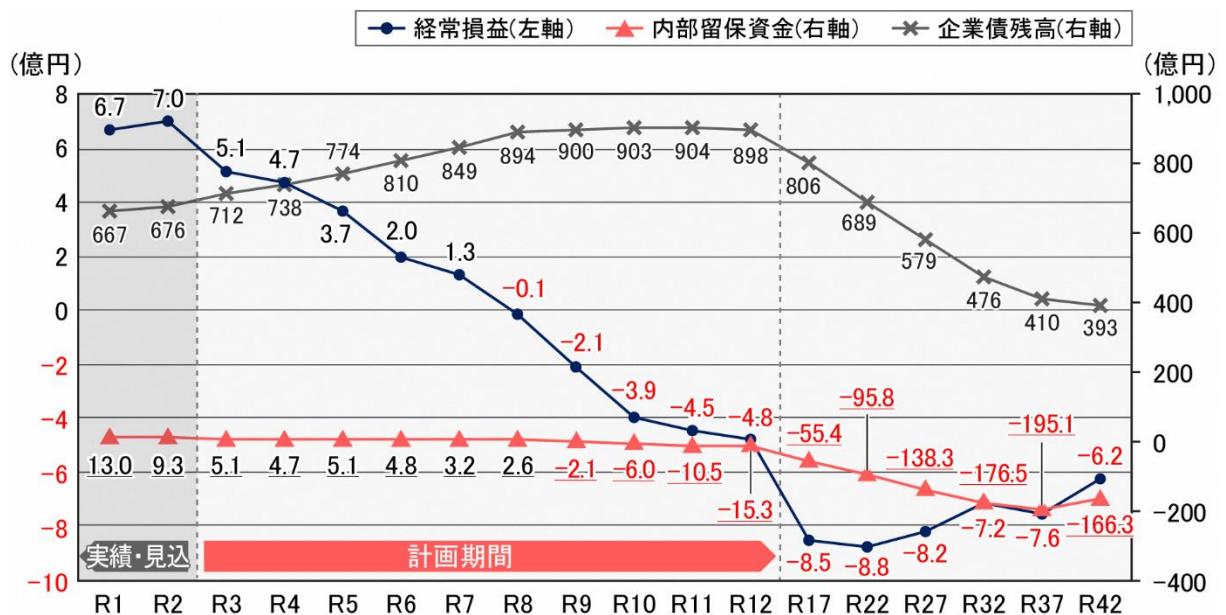
（3）投資・財政計画の推計結果

以下は、「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」の 123 ページに掲載されている投資・財政計画の推計結果の内容である。

（抜粋）

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和 15 年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和 8 年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和 12 年度では 4.8 億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借り入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和 9 年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。



(4) 経営安定化に向けた検討

以下は、「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」の 124 ページに掲載されている経営安定化に向けた検討の内容である。

(抜粋)

令和 8 年度から収支ギャップが生じる見通しで、これ以降は使用料収入の更なる減少、減価償却費の増大等により、更に収支ギャップが大きくなることが見込まれるため、以下のことを再検討し、早期の収支ギャップの解消を目指します。

主な検討項目

- ① ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減
- ② 汚水処理手法の最適化の検討
- ③ 繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化
- ④ 下水道使用料水準の見直し

第3章 監査結果総括

包括外部監査の方法に従い監査を実施した結果、久留米市全体に関わる事項、下水道事業等に関わる事項及び特に重要と思われる事項を以下に記載して、監査結果総括とする。

1. 監査結果の共通の意見

(1) 下水道事業の事業計画（投資計画、返済計画）、資金繰りの見直し（指摘1）

下水道事業会計が返済を要する債務残高は、企業債残高 640 億円、一時借入金 43 億円、他会計借入金 5 億円の合計 689 億円である。

この金額は営業収益（売上高）46 億円の 14 倍、簡易キャッシュ・フロー 24 億円の 28 倍に相当する。すなわち、下水道事業は、営業収益の約 14 年分、1 年間に獲得する現金を示す簡易キャッシュ・フローの約 28 年分の債務残高が計上されており、非常に債務残高が多い状況である。

また、期中において一時的な資金不足に対応するため出納取扱金融機関からの当座貸越や、水道事業会計からの短期借入を実施している。下水道事業の債務残高の多さや資金繰りは注意を要する。このような状況の中、毎年 100 億円程度の設備投資を実施し、又は計画しているが、資金繰りが安定するまでは人命にかかる浸水対策など必要最小限の設備投資にとどめ、その他の設備投資については取りやめるか延期することを検討する必要がある。

上記の状況を改善すべく、久留米市企業局では令和 3 年 3 月に「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」を策定・公表しているが、その 123 ページに記載の投資・財政計画の推計結果は、令和 8 年度に経常損益が赤字に転じ、その後、赤字幅は拡大し、令和 12 年度には 4.8 億円まで赤字が拡大する。この計画のとおり実施すれば、投資財源、起債の償還財源は令和 9 年度以降経常的に不足が生じる見通しである、と自ら表記し、事業体の資金の困窮度を示す経営戦略となっている。

（以下抜粋）

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和 15 年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和 8 年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和 12 年度では 4.8 億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和 9 年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。

そして、収支ギャップの解消に向けた対応策として、次に掲げる主な検討項目が記載されている（久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030 124 ページ）。

① ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減

⇒ライフサイクルコストを考慮して構造物・設備の計画的・効率的な更新を実施する。

② 汚水処理手法の最適化の検討

⇒公共下水道区域の再検証、合併処理浄化槽（個人設置型・市町村設置型）の整備手法について検討し生活排水処理基本構想の見直しを行う。

③ 繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化

⇒平成 28 年以降、15 億 6,700 万円の一定額となっている久留米市一般会計からの繰入金に関し、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する。

④ 下水道使用料水準の見直し

⇒設備投資計画による資金不足について、その解消に向け、業務の更なる効率化による費用縮減とあわせて、適正な使用料水準の検証を行い、改定の必要性や実施時期等について検討する。

（注：上記⇒下線部については、包括外部監査人の記載である）

という内容で、①及び②は収支の赤字や資金の枯渇を起こさないようにするために経営戦略策定時に検討すべき内容であり、③や④は一般会計や利用者の理解や対応が必要な内容であることから実現できるかどうかは不明であるにも関わらず検討項目に掲げられている。国の経営戦略策定に係るガイドラインでは、計画期間内で収支均衡していない場合でも、早期の収支ギャップの解消に向けた取り組みの方向性や検討体制・スケジュールを定め収支改善を図ることが必要であるとされている。「市民生活を支える重要なライフライン事業」として安定的かつ継続的にサービスを提供することが最大の使命と考えれば、まず、自らできること、すなわち①②を模索する必要がある。既に令和 8 年度までの事業計画を策定しているので、その間の事業の中止ということは難しい状況かもしれないが、下水道事業の資金繰り、返済余力がない状況であれば事業計画の抜本的見直しを検討すべきであろう。

下水道事業がこのように債務が過大で、資金繰りに窮しており、今後の事業資金についても余力が少ない状況であることが、久留米市上下水道事業経営戦略2021-2030の策定を通じ明らかになっていることから、持続可能な健全経営のため、企業管理者は市民議会、利害関係者等へ説明し、理解を得て速やかに経営安定化に向けた検討を進めるべきである。また、今後の事業展開についても、これまで同様、市民や議会の意思を確認しながら、一般会計の財政部局をはじめとして全庁的に連携して決定を行うべきである。

(2) 汚水私費、雨水公費の原則の徹底 (意見1)

汚水については私費で負担し、雨水処理にかかる費用は公費で負担する「汚水私費、雨水公費の原則」がある。

一般会計から下水道事業へ毎年定額の15億6,700万円を繰り入れているが、第一義的には雨水処理費用に充当し、その残りを分流式下水道に要する経費に充てるという構造になっており、雨水処理に要する経費が増大すれば分流式下水道に要する経費への充当は減少することになる。この結果、大雨・洪水対策に係る経費の増加分は実質的に下水道事業が負担し、一般会計の負担は増加していない。このことは、下水道事業の財政状態を悪化させ、結果的に雨水対策ができるないようなことになれば市民の生活と財産が雨水の危険にさらされることになるので、原則に従い、雨水対策費用については一般会計(公費)にて責任をもって対応すべきである。今後は、約15億6,700万円固定での支出ではなく、目的ごとに経費を積み上げ適切な繰入額を計算し、必要な雨水対策費用については一般会計(公費)で負担し、より大雨に強い街づくりに取り組む必要がある。

令和3年8月のような大雨時には、久留米市内の下水処理施設には通常時の5倍以上の下水が流入することもある。このような緊急時には処理場職員、委託業者の技術者等は1週間余りにわたり24時間体制で現場対応に当たっている。現在の技術職職員は比較的長期にわたり処理場に配属され、技術的水準は高く、ベテランの域に達しているが、この技術と経験を伝承する人材の育成やローテーション体制を築くほどの余裕人員は確保できていない。

日常の汚水処理業務については、委託業者により一定程度の業務と品質の確保は可能ではあるが、大雨・浸水時の緊急対応は市職員の経験と技術に基づく瞬時の判断が不可欠である。雨水公費の原則に従えば、大雨・洪水などの緊急対応に当たる職員は、一般会計の責任で育成・確保すべき職員と言える。すなわち、雨水対策に要する費用及び体制については、原則に従い、一般会計(公費)で責任をもって対応すべきである。

できるだけ早期に、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する必要がある。

(3) 契約事務の検証 (意見2)

契約事務の監査で、指名競争入札、随意契約に関する指摘、意見が数多く検出された。その多くは、指名理由、随意契約理由の不備、すなわち合理的な理由がなく、もしくは合理的な理由の記載が無いままに競争入札の例外的取り扱いの指名競争入札や随意契約を行ったり、入札参加業者数、参加条件を絞ったり、公表された予定価格にて多数の入札参加者が入札したり、という指摘であった。契約事務において、地域業者の保護の視点は尊重すべきではあるが、一方で市内業者間の適正な競争による健全な経済社会の構築の視点も重要である。久留米市においては健全な経済社会を育成し、市の経済を発展させるために、市内業者間の健全な競争を促し、市内業者の競争力を高める入札制度やその他の契

約事務の検証を今一度行っていただきたい。

2. 監査結果総括表

下水道事業等の各種機能・業務の概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

総 括		
区 分	指摘事項	意見
総括	<p><u>1.下水道事業の事業計画(企業債等の返済計画、投資計画)、資金繰りの見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の下水道事業は資金繰りが厳しく、債務残高が多い状況にある。 ・久留米市企業局が令和3年3月に策定した経営戦略には、投資財源、起債の償還財源は令和9年度以降経常的に不足が生じる見通し、と自ら表記し、事業体の資金の困窮度を示している。 ・資金的目途が立たないようであれば、投資計画を中止し、資金に余裕ができるから投資活動を再開することも検討しなければならない。 ・利害関係者にこの状況を説明し、対応を協議し、今後の事業展開については利害関係者の考えを確認しながら行うべきである。 	
総括		<p><u>1.汚水私費、雨水公費の原則の徹底</u></p> <p>雨水対策に要する費用及び体制については、原則に従い、公費すなわち一般会計で責任をもって対応しなければならない。</p> <p>すなわち、大雨・洪水対策に係る増加した経費については一般会計で負担しなければならない。</p>
総括		<p><u>2.契約事務の検証</u></p> <p>起案書の作成や入札事務においては一般競争入札を原則とする地方自治法第234条第2項の趣旨に則った</p>

		事務を徹底し、指名競争入札理由、随意契約理由、予定価格の決定方法、入札参加者の数及び条件、その他契約関係事務を重点的に確認するなどして、契約事務の検証を行っていただきたい。
各論		
区分	指摘事項	意見
下水道条例	<p><u>2.除害施設の定義の誤り</u> 下水道法第12条の「除害施設」と照らし合わせると、久留米市下水道条例2条第7号の「除害施設」の定義は誤っている。</p>	<p><u>3.下水の定義</u> 下水道法では、「下水」を排除等する下水道が公共下水道であるのに対して、久留米市下水道条例では、「汚水」を排除等する下水道が公共下水道であって、定義が異なっている。この結果、雨水についての「公共下水道」に関する規定が漏れてしまっている。</p>
下水道条例	<p><u>3.特定事業場の定義の相違</u> 下水道法第12条の2第1項の「特定事業場」の定義に照らし合わせると、久留米市下水道条例のそれは異なっている。</p>	<p><u>4.市外居住者の代理人義務</u> 市外居住者に対して、代理人の選定を義務付けて、本来自身で対応すべきである権利が制限されている。</p>
下水道条例		<p><u>5.下水道法と条例の相違</u> 下水道法第12条第1項では、一定の公共下水道の使用者に対して、政令で定める基準に従い、条例で、除害施設の設置等を義務付けることができる旨記載しているが、久留米市下水道条例では、政令の定める基準と異なる記載となっている箇所がある。</p>
下水道条例		<p><u>6.除害施設の設置等義務</u> 久留米市下水道条例第7条の4の除害施設の設置等義務の規定は、本来除害施設を設けることを求められることによって基準に適合しない下水の排除を抑止するために存在するにもかかわらずその効果を減退させるものとなっているので、有効性の観点から問題がある。</p>

下水道条例		<p><u>7. 軽微な変更の届出省略</u></p> <p>久留米市下水道条例第9条で確認を受けた事項を変更するときにも、予め管理者の確認を得なければならぬが、軽微な変更について届出の省略を認めても良いのではなかろうか。</p>
下水道条例		<p><u>8. 口座振替等の規定の整備</u></p> <p>久留米市下水道条例第23条では、「公共下水道の使用料は、納入通知書で徴収する」と規定しているが、口座振替等の場合も考慮した規定にすることが適切である。</p>
下水道条例		<p><u>9. 変更事項への許可制度</u></p> <p>久留米市下水道条例第36条には許可を受けた事項について変更した場合に、改めて許可を受けるべき旨の記載がない。「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」との規定を設ける必要がある。</p>
下水道条例		<p><u>10. 生活保護者への助成</u></p> <p>久留米市下水道条例施行規程第23条では、生活保護受給者が水洗便所への改造費用の助成を受けた場合に、助成の措置を取消し又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる場合を規定しているが、生活保護者への過度の強制になっている規定がある。</p>
下水道条例		<p><u>11. 軽微な変更の免除規定</u></p> <p>久留米市下水道条例には、下水道法第24条第1項によって認められる「軽微な変更」について改めて許可をとることを免除する内容の、定めが存在しない。</p>
下水道条例		<p><u>12. 督促、督促手数料、延滞金規定</u></p> <p>公共下水道の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促の規定</p>

		がない。督促手数料や延滞金の規定がない。その結果、督促手数料や延滞金を滞納者に対して請求することができない。納期限までに使用料を支払った使用者との間に公平性がない。また、督促手数料や延滞金の定めが存在した方が、回収可能性が高まる。
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>13.一般会計以外の債務残高の開示</u></p> <p>久留米市には、一般会計の債務残高 1,413 億円のほかに、水道事業 86 億円、下水道事業 640 億円など公営企業会計や特別会計などにも債務残高が多額にあることはあまり知られていない。</p> <p>一般会計以外も含め久留米市全体で負担する債務残高を情報開示の 1 つに加えていただきたい。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>14.下水道事業は借入過多</u></p> <p>下水道事業の債務残高は、収入の 13.65 倍と一般会計の 0.83 倍、水道事業の 2.00 倍に比し突出して多額である。下水道事業の 640 億円という債務残高は、一般会計の起債残高の 1,413 億円の 45%超の残高であり、収入規模から考えても借入過多である。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>15.企業債償還年数は 25.9 年と長期</u></p> <p>営業収益の規模については、下水道事業 46 億円、水道事業 43 億円と同規模であるにもかかわらず、下水道事業の企業債残高は 640 億円と水道事業の 86 億円の 7.4 倍で非常に多額になっている。企業債要債償還年数についても、下水道事業が 25.9 年、水道事業が 4.7 年となっており、圧倒的に下水道事業の債務負担が大きいことを示している。</p>

久留米市下水道事業会計決算状況分析	<p><u>16.料金体系は長年変更されていない</u></p> <p>上下水道の料金体系は平成 20 年 4 月 1 日以来改定がなされていないが、下水道事業は資金的にタイトな状況が予想されるため、早急な料金体系の改定が求められる。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析	<p><u>17.下水道の設備負担に配慮した料金体系が望まれる</u></p> <p>上下水道の料金体系は、ほぼ同額の料金体系ではあるが、布設する管渠の大きさ、エリアの違い等で発生する経費、設備投資額、企業債残高等が水道事業と下水道事業では格段の差異があることは上記のとおりであるから、料金体系を改める際には、水道事業、下水道事業の設備投資額等を反映した料金体系にすることが望まれる。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略	<p><u>18.令和 9 年には返済不能</u></p> <p>企業局の計画では令和 9 年（2027 年）には内部留保資金が底をつき返済不能となると予測される。</p> <p>早急な計画の見直しが必要と考えられる。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略	<p><u>19.令和 10 年には 1 年間で 429 百万円の資金不足</u></p> <p>企業債の返済期間が 30 年であるから、令和 10 年（2028 年）には、12,890 百万円の返済原資不足となると試算できる。1 年間の返済額では平均で 429 百万円の資金不足となるであろう。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略	<p><u>20.資金不足解消の方法</u></p> <p>当該資金不足を解消するには、①建設改良費の削減、②下水道収益の増加、③他会計補助金の増加、④企業債償還金の減額などが考えられる。</p>
下水道事業会計 決算書監査（地方公営企業会計）	<p><u>4.減損会計注記が事実と相違</u></p> <p>減損会計の注記の「将来の使用が見込まれていない遊休資</p> <p><u>21.賞与引当金及び貸倒引当金の計上方法の会計規程への記載</u></p> <p>久留米市企業局会計規程第 7 章の</p>

基準の適用状況)	産のうち、帳簿価額が1,000万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。」との記載が事実と相違する。	2引当金に退職給付引当金の計上方法が記載されているが賞与引当金や貸倒引当金について記載されていない。
下水道事業会計 決算書監査（収入）		<u>22.未収収益の計上</u> 損益計算書の下水道収益の一部が、会計期間と対応していない。すなわち、現在は検針に合わせ収益を計上しているが、4月から3月の役務提供に合わせた収益認識をすることが原則である。
下水道事業会計 決算書監査（滞留債権の法的措置）	<p><u>5.受託業者との連携</u></p> <p>滯納者の中に、毎月の下水調定水量が多量であり、1回の調定額が高額になっている者がいるが、その改善について受託業者による対応が十分になされておらず、滯納額が高額になっている。企業局と受託業者とで連携して、改善策を検討すべきである。</p> <p>平成30年度の水道事業の括外部監査にて同様の指摘を行ったが改善されていない。</p>	<p><u>23.延滞金・手数料条例の制定検討：下水道収益、その他の営業収益</u></p> <p>強制徴収は、債務者に財産がない場合は功を奏しない。他方で、延滞金・手数料の追加徴収は、新たな滞納の抑止や滞納状態解消の動機付けにも繋がるし、強制徴収よりも簡便であるから、本来であれば延滞金・手数料の制度により債権回収を図りたいところである。</p> <p>久留米市においては、下水道使用料債権及び受益者負担金、分担金債権について、延滞金・手数料を徴収する根拠条例がないため、今後は条例で定めることの要否について検討すべきと考える。</p>
下水道事業会計 決算書監査（滞留債権の法的措置）	<p><u>6.強制徴収の検討</u></p> <p>滞納額が高額で、滞納期間も長期にわたる者については、強制徴収による債権回収も検討すべき。</p>	<p><u>24.下水道使用料の協議合意書：下水道収益、その他の営業収益</u></p> <p>民法改正により、令和2年4月1日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書（電磁的記録でも可）を作成することで、時効完成を1年間（再度の合意により最長5年まで猶予できる）伸ばせることになった（民法151条）。</p> <p>今後は、この協議の合意書を活用</p>

		するなどして、不納欠損を減らすようすべきである。
下水道事業会計 決算書監査（滯留債権の法的措置）	<u>7. 誓約管理の徹底</u> 滞納回数が多く、新たな滞納額についての誓約書の取り直しができていない者もいる。また、誓約書どおりの支払ができない者もいる。企業局は、債権管理について受託業者に説明を求め、債権管理の徹底に努めるべきである。	
下水道事業会計 決算書監査（雨水処理負担金）		<u>25. 雨水処理経費の一般会計負担</u> 雨水処理にかかる費用は本来公費（久留米市一般会計）で負担すべきであり、雨水処理にかかる費用に対応させて雨水処理負担金を決定すべきである。一般会計から雨水処理経費と本来の下水道事業繰入金をあわせて平成28年度から定額の1,567百万円の繰入はあるものの、雨水処理経費が増大すればそれだけ下水道事業への繰入金は減少することになる。久留米市は毎年のように発生する大雨による浸水被害をうけ雨水処理に係る費用は大幅に上昇することが見込まれることから、本来の下水道事業に回されるべき一般会計繰入額と雨水処理経費は別に算定し、それぞれ繰入をするようにしなければならない。
下水道事業会計 決算書監査（営業費用等）	<u>8. 特命随意契約の不合理性</u> 特命随意契約をする場合は随意契約とする理由を開示することになっているが理由が不十分な契約があった。 すなわち、 <ul style="list-style-type: none">・中央公園親水護岸清掃業務・中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務 については、業務委託契約を隨	<u>26. 契約締結伺いの押印者</u> 契約締結伺いに起案部門の上長の承認印が押されていない。責任の所在が不明確となるため起案部門の上長の承認印を押すべきである。

	意契約とする理由として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「不動産の買入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとするとき」に該当するとして、その理由を記載しているが十分に合理的なものではなかった。	
下水道事業会計 決算書監査（営業費用等）		<p><u>27.特別損失—水害被害</u></p> <p>令和 2 年度の特別損失 116 百万円は田主丸浄化センター施設増設事業の途中で OD 槽が水害の損害を受けた工事目的物に係る構築費用についての特別損失である。今後、何らかのリスク分散の方策を検討すべきである。</p>
下水道事業会計 決算書監査（固定資産）	<p><u>9.固定資産用途廃止・除却</u></p> <p>固定資産の用途廃止及び除却の会計処理が行われていない固定資産が 2 件（約 20 百万円）存在した。</p>	<p><u>28.公営企業法適用前の固定資産簿価</u></p> <p>地方公営企業法を適用した平成 26 年度以前から存在する固定資産の取得価額は、その当時の帳簿価格で計上されている旨の情報開示がなされていない。</p>
下水道事業会計 決算書監査（固定資産）		<p><u>29.減損の兆候の判断資料</u></p> <p>減損の兆候の有無の判定につき、「過去 2 期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。」については検討しているが、その他 3 つの判定について、詳細な検討を行った記録が残っていなかった。</p>
下水道事業会計 決算書監査（固定負債・流動負債）		<p><u>30.入力方法の改善</u></p> <p>期末決算資料の作成の効率化、正確性の向上のため、経理課の資料作成にあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。</p>
契約事務監査 (競争入札)		<p><u>31.入札参加資格の設定</u></p> <p>入札参加者名簿に第一希望の工事</p>

		<p>を記載させ、事業者は、第一希望の工事の入札にしか参加ができない。市の有資格者名簿には、希望業種として第三位まで登録することが可能であることから、参加資格を第一希望に限定せず、さらに拡大することにより応札意欲のある業者の応札が期待される。よって、応札状況を踏まえながら、より競争性を高める必要があると判断される場合には、対象を拡大するなど検討することが望ましい。</p>
契約事務監査 (競争入札)		<p><u>32.低入札価格調査制度の入札状況</u></p> <p>総合評価落札方式（低入札調査基準価格を設定）で実施した一般競争入札のうち、土木一式工事、C ランクの工事の入札は、57 件中 8 件存在する。8 件全てについて、低入札調査基準価格と同額で落札された。8 件の案件に対して、37 者が応札しているが、その内 36 者は、低入札調査基準価格での応札であった。ルールの範囲内でより安価な基準価格の算定を工夫されたい。</p>
契約事務監査 (競争入札)		<p><u>33.B、C ランクの入札状況</u></p> <p>土木一式工事の B ランクの工事は、C ランクの工事を予定価格に対する落札価格の割合で比較すると、B ランクの 33 件は、94.99%から 99.07% の価格で落札されている。それに対して、C ランクの 8 件では、88.56%から 89.07% の価格で落札されている。</p> <p>1 件の入札に対して入札者数の平均値は、B ランクでは、1.79 者となっているのに対し、C ランクでは、4.75 者と比較的高い入札者数となっている。</p>

		このように、入札率、入札参加者数において B ランク工事より C ランク工事の方が競争的であるので、B ランク工事において多くの者が入札に参加できるように仕様、時期等を工夫し、より競争原理の働いた入札を実行されたい。
契約事務監査 (工事請負契約・単価契約)	<p><u>10.市内業者優先制度—指名競争入札理由が不明</u></p> <p>担当課からのヒアリングによれば、指名競争入札を選択した理由として、市内業者を優先することが前提にあったようだが、本件契約の業種で、ランク C、D の市内業者は 66 者あるとのことであるから、条件付一般競争入札でも、上記の目的は達成できると考えられる。</p> <p>特に、取付管の新設工事という業務の性質上、同地区内の業者による緊急対応を要するものでもないと考えられるため、業務箇所に本社がある業者を要件とした合理的な理由も明らかでなく、指名競争入札の理由としては不十分である。</p>	<p><u>34.予定価格公表時期の検討</u></p> <p>予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すれば競争性が害される恐れがあるし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とあることも考慮すると、原則事前公表、とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきである。</p>
契約事務監査 (工事請負契約・単価契約)	<p><u>11.指名の運用基準の公表</u></p> <p>久留米市における指名業者の選定は、選定委員会に諮り、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に定める運用基準に留意して決定されているようであるが、当該事務要領は公表されていない。</p> <p>自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、当該運用基準は公表するべきである。</p>	
契約事務監査	<u>12.指名競争理由が不明確</u>	

(工事請負契約・単価契約)	<p>指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第 167 条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。</p> <p>地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約については、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認められる（地方自治法第 234 条第 2 項）。</p> <p>したがって、随意契約と同様、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。</p>	
契約事務監査 (委託契約・管理業務委託)		<p><u>35.随意契約理由の妥当性</u></p> <p>随意契約の理由については、当該業務の性質だけでなく、なぜその相手でなければ当該業務ができないのか、契約の相手方の調査経緯も明確にすべきである。</p> <p>もっとも、次年度以降は、単独随意契約よりも機会均等・競争性が確保されている公募型プロポーザル方式を採用しているため、契約方法において改善がみられる。</p>
契約事務監査 (委託契約・設計業務委託)	<p><u>13.指名の運用基準の公表</u></p> <p>自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務</p>	<p><u>36.予定価格公表時期の検討</u></p> <p>予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すると、競争性が害される恐れもあり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表につ</p>

	<p>要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。</p>	<p>いては、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とされていることも考慮すると、契約課所管の建設工事・設計等の業務委託であれば一律に事前公表とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきと考える。</p>
契約事務監査 (委託契約・設計業務委託)	<p>14.指名競争入札理由が不明確</p> <p>指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第 167 条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施団に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。</p> <p>地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認めている。</p> <p>したがって、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施団を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。</p>	
契約事務監査 (ストックマネジメント計画にかかる技術的援助に関する協定)		<p>37.再委託契約書の保管</p> <p>随意契約の理由・業者選定過程は明確であり、問題はないと考える。</p> <p>もっとも、日本下水道事業団は、株式会社 NJS に業務を委託しているところ、その際の業務委託契約書が関連資料に含まれておらず、担当課でも、契約内容（委託業務内容）・契約</p>

	<p>日・契約金額・契約の相手方・履行期限は確認しているものの、契約条項は確認していないとのことであった。</p> <p>本協定では、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている（協定第7条2項）等、企業局でその契約内容が協定の趣旨に反しないかを確認する必要がある。したがって、再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきである。</p>	
契約事務監査 (委託契約・単価契約)	<p><u>15.指名の運用基準の公表</u></p> <p>自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たつて考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。</p>	
契約事務監査 (委託契約・単価契約)	<p><u>16.指名競争入札理由が不明確</u></p> <p>指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第167条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施時に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。</p> <p>地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認めている。</p> <p>したがって、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第167条の要件を満たすか否かを</p>	

	十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。	
契約事務監査 (下水道管路施設維持管理業務委託・単価契約)	<p><u>17.随意契約理由が不十分</u></p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)を理由とする場合、当該業務の性質と必要な条件だけでなく、久留米環境維持管理業協同組合が、その必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを、具体的な情報・関係資料と共に、随意契約の理由の中で明示すべきである。</p>	
契約事務監査 (賃貸借契約)	<p><u>18.リース業者選定理由が不十分</u></p> <p>本件契約は、リース契約の 3 者契約であり、賃料の支払先はリース業者であるから、リース業者の選定理由も、合わせて記載すべき。</p>	<p><u>38.随意契約理由が不十分</u></p> <p>本件契約の目的物が、いずれも、平成 29 年 10 月の開発業務委託契約に基づき開発されたシステムソフト「AQUASTAFF」と密接に関連しており、同社製の機器・基盤・保守業務により、一元的な管理が可能となり、トラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となることを理由とした、随意契約及び業者選定過程には問題はないと考える。</p> <p>もっとも、上記のとおり、本件契約は平成 29 年の開発業務委託契約が前提となっているところ、本件契約にかかる資料として同業務委託契約書が添付されておらず、実施伺に記載の理由では関連性がわかりにくく、明確でない。</p> <p>したがって、随意契約・業者選定の理由の根拠として、平成 29 年度の開発業務委託契約書を資料として添付するか、当該契約との関連性をより明確にすべきと考える。</p>

農業集落排水事業	<p><u>39.延滞金の徴収</u></p> <p>使用料及び受益者分担金については、条例の定めにより使用料は延滞金を徴収する旨の定めがあるにもかかわらず、延滞金の計算や徴収を行っていない。</p>
農業集落排水事業	<p><u>40.督促料について</u></p> <p>農業集落排水事業の使用料延滞の督促業務は、督促料徴収の定めがないため、督促料は徴収できていない。 督促料徴収について条例に定めることの要否について検討をすることが望ましい。</p>
農業集落排水事業	<p><u>41.システムについて</u></p> <p>農業集落排水事業にかかる使用料及び分担金の管理において、田主丸事務所及び北野事務所で使用するシステムは同一のシステムであるが、バージョン及び仕様が異なるため、取り扱い方やマニュアルの内容は統一できていない。</p>
特定地域生活排水処理事業	<p><u>42.延滞金の徴収</u></p> <p>施設使用料及び施設費分担金について、延滞金の徴収に関する条例が定められておらず、滞納者と滞納していない者との間で公平性が保持できていない。久留米市全体で延滞金の取り扱いについて統一的指針を出すべきである。</p>
特定地域生活排水処理事業	<p><u>43.浄化槽台帳のシステム管理運用</u></p> <p>浄化槽台帳の管理運用は、書面とシステムで登録管理しているが、システムにて一元管理する方法へ変更することが望ましい。</p>
特定地域生活排水処理事業	<p><u>44.指定検査機関の浄化槽台帳との整合性</u></p> <p>委託先の一般財団法人福岡県浄化槽協会で管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みがないため、久留米市企業局で管理している浄化槽台</p>

		帳の登録情報と整合性を確認できない。
し尿処理事業	<p><u>19.固定資産の除却</u></p> <p>敷地内に昭和30年代、40年代に建設され現在では使われなくなった構造物が存在する。倒壊等の危険もあるため、予算措置を行い解体・除却、用途廃止の手続きを行わなければならないと考える。</p>	<p><u>45.久留米市清掃津福工場、耳納衛生センター、両筑苑の合併</u></p> <p>清掃津福工場の年間処理能力は十分にあるので、両組合の施設の建替え等の際に、両地区の施設の処理の統合を検討する必要性は高い。</p>
し尿処理事業	<p><u>20.固定資産の除却</u></p> <p>公有財産台帳には掲載されていない、使用していない建設物で老朽化しているものであることから、予算を計上し早急に撤去等行い場内の整備を行うべきである。</p>	